審査基準

平成14年2月4日作成

原権者(委任先):警察署長 法 令 の 定 め: 審 査 基 準:別紙のとおり 標 準 処 理 期 間:5日 申 請 先: 警察署の交通課(係)	法		\$		名	:	道路交通法施行規則
法 令 の 定 め: 審 査 基 準:別紙のとおり 標 準 処 理 期 間:5日 申 請 先: 警察署の交通課(係) 問い合わせ先:	根	拠	48	Ŗ.	項	:	第1条の4第2項
標準処理期間:5日 申 請 先: 警察署の交通課(係) 問い合わせ先:	処	分	の	概	要	:	車いすの確認
審 査 基 準:別紙のとおり 標準処理期間:5日 申 請 先: 警察署の交通課(係)	原	権者(委	任先	;)	:	警察署長
標準処理期間:5日 申 請 先: 警察署の交通課(係) 問い合わせ先:	法	令	の	定	め	:	
標準処理期間:5日 申 請 先: 警察署の交通課(係) 問い合わせ先:							
標準処理期間:5日 申 請 先: 警察署の交通課(係) 問い合わせ先:							
標準処理期間:5日 申 請 先: 警察署の交通課(係) 問い合わせ先:							
申 請 先: 警察署の交通課(係) 問い合わせ先:	審	查	基	ŧ	準	:	別紙のとおり
申 請 先: 警察署の交通課(係) 問い合わせ先:							
申 請 先: 警察署の交通課(係) 問い合わせ先:							
警察署の交通課(係) 問い合わせ先:	標	準 処	理	期	間	:	5 日
警察署の交通課(係) 問い合わせ先:							
問い合わせ先:	申		請		先	:	
	XII-	警察署	るの	交通	課	(係)
警察署の交通課(係)	問	い合	わ	t	先	:	
	1	警察署	の	交通	譲	(係)
備 考:	備				考	:	

別紙:

審查基準:

確認の申請を受理した警察署長は、申請に係る大きさの車いす(車体の大きさの基準に適合しない車いす)を用いることがやむを得ないと認められるときは、確認を行うものとする。

その具体例は、

身体の障がいにより下肢が曲がらないため、それを支える器具を車いすに取り 付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合

頸椎に障がいがあり、頭部を支えるための枕を車いすに取り付ける必要が生じ、 結果として高さの基準を超えてしまった場合

一方の下肢は身体の障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車いすを使用する場合

身体の状態により利用者が当該車いすを用いることがやむを得ない旨を証明する医師等の作成した書面がある場合

などである。